（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）

第百二九条　法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

［一・二　略］

三　次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用（適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為であって、当該行為に係る出資対象事業持分が令第十七条の十二第二項各号に掲げる要件に該当するものに限る。第百三十四条第三項第三号ハにおいて同じ。）を行うものに限る。次号において同じ。）を行うこと。

［イ・ロ　略］

［四～六　略］

［２・３　略］

（運用状況に係る情報の提供）

第百三十四条　法第四十二条の七第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により行うものとする。

一　法第四十二条の七第一項に規定する事項を記載した書面（以下この条から第百三十五条までにおいて「運用報告書」という。）の交付

二　運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供

［号を削る。］

（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）

第百二十九条　［同上］

［一・二　同上］

三　次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用（適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為であって、当該行為に係る出資対象事業持分が令第十七条の十二第二項各号に掲げる要件に該当するものに限る。第百三十四条第一項第三号ハにおいて同じ。）を行うものに限る。次号において同じ。）を行うこと。

［イ・ロ　同上］

［四～六　同上］

［２・３　同上］

（運用報告書の交付）

第百三十四条　法第四十二条の七第一項の運用報告書（以下この条及び次条において単に「運用報告書」という。）には、次に掲げる事項（第九号から第十一号までに掲げる事項にあっては、運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合に限る。）を記載しなければならない。

一　当該運用報告書の対象期間（直前の基準日（運用報告書の作成の基準とした日をいう。以下この条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあっては、運用財産の運用を開始した日）から当該運用報告書の基準日までの期間をいう。以下この条において同じ。）

二　当該運用報告書の基準日における運用財産の状況として次に掲げる事項

イ　金銭の額（暗号等資産の額を含む。）

ロ　有価証券の銘柄、数及び価額

ハ　デリバティブ取引の銘柄（取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む。次号ニ⑵において同じ。）、約定数量（数量がない場合にあっては、件数又は数量に準ずるもの。同号ニ⑵において同じ。）及び単価等（単価、対価の額、約定数値その他の取引一単位あたりの金額又は数値をいう。同号ニ⑵において同じ。）

三　当該運用報告書の対象期間における運用の状況として次に掲げる事項

イ　取引を行った日

ロ　取引の種類

ハ　金融商品取引行為の相手方の商号、名称又は氏名（適格機関投資家等特例業務に係る出資対象事業持分に係る契約に当該相手方から同意を得られない場合は当該相手方の商号、名称又は氏名の記載を要しない旨が定められている場合において、当該同意を得られないときを除く。）

ニ　取引の内容として次に掲げる事項

⑴　有価証券の売買その他の取引にあっては、取引ごとに有価証券の銘柄、数、価額及び売付け等又は買付け等の別

⑵　デリバティブ取引にあっては、取引ごとにデリバティブ取引の銘柄、約定数量、単価等及び売付け等又は買付け等の別（第百条第一項第二号イからホまでに掲げる取引にあっては、それぞれ同号イからホまでに定めるもの）